総合評価方式の型式別評価項目及び評価基準の詳細説明書

令和　８年　５月　１日最終改正

１　総合評価方式の型式

総合評価方式の型式の種類

総合評価方式は「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型（A）」、「特別簡易型（B）」、「特別簡易型（C）」の５つの標準型式いずれかで実施する。

なお、設計金額５千万円未満で技術的難易度がＩの工事は、総合評価方式によらない価格競争方式で実施する。

また、以下の工事については、価格競争方式で実施できるものとする。

ア　設計金額１億円未満の災害復旧に関する工事、又は当該工事以外の工事で緊急を要する工事

イ　同種の工事の入札において、入札不調が頻発している、又は入札参加者が相当少数であることが予想される工事

○標準型式の種類

①　標準型

企業の高度な技術力として、発注者の示す課題に対する技術提案及び工事全般の施工計画を評価する型式

②　簡易型

企業の技術力や信頼性・社会性として、企業や技術者の同種工事の実績、経験、工事成績等の評価に加え、発注者が示す課題に対する施工上の工夫等を踏まえた施工計画を評価する型式

③　特別簡易型（A）

企業の技術力や信頼性・社会性を評価として、企業や技術者の同種工事の実績、経験、工事成績等を評価する型式

④　特別簡易型（B）

企業の技術力や信頼性・社会性を評価として、企業の同種工事の実績、経験、工事成績等を評価し、技術者の同種工事の実績等を求めない型式

⑤　特別簡易型（C）

企業の技術力や信頼性・社会性を評価として、企業の同種工事の実績、経験、工事成績等のうち、さらに特別簡易型（B）より評価する細目を限定した型式

２　型式別評価項目及び評価基準

（１）　標準型

ア　技術提案

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>（１）工事の内容により以下の設定項目の中から１項目、又は２項目を発注者が設定する。また、発注者が提案項目数や評価項目の課題に対する必須の提案を指定することができる。
①総合的なコスト（ライフサイクルコスト等）
②性能・強度等（性能・機能の向上等）
③社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等）
④個別テーマの施工計画
（２）発注者が示した設定項目に対し、入札参加者の提案が適切であるか評価する。
（３）配点は１項目の場合１２点、２項目の場合は２４点とする。</td><td>【標準型】
<table>
<tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr>
<tr><td>１０</td><td>適切で優れている</td></tr>
<tr><td>５</td><td>適切で良好である</td></tr>
<tr><td>０</td><td>適切である</td></tr>
<tr><td>入札無効</td><td>不適切である</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（4）提案内容は、１項目につき A4 用紙２ページまでとする。３ページ目以降に記載した内容は評価の対象としない。
（5）発注者として施工不可とする提案については、契約後、速やかに当該提案を実施しない旨の通知を行う。
（6）施工不可とされた提案を除き、記載された提案は全て履行義務の対象となる。
（7）提案内容に法令違反などが含まれ不適切である場合、入札を無効とする。</td>
<td>総合的な観点評価
<table><tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr><tr><td>2</td><td>総合的に優れる</td></tr><tr><td>0</td><td>総合的に可</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

イ　工事全般の施工計画

<table>
<tr><td>評価項目</td><td>評価基準</td></tr>
<tr>
<td>（1）現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた配慮すべき事項として、工程管理、品質管理、施工上の配慮事項、安全管理、又は環境対策等に関する具体的な課題２課題程度、発注者が設定する。また、発注者が提案項目数や評価項目の課題に対する必須の提案を指定することができる。
（2）発注者が示した設定項目に対し、入札参加者の提案が適切であるか評価する。
（3）配点は１２点とする。
（4）提案内容は、１項目につき A4 用紙２ページまでとする。３ページ目以降に記載した内容は評価の対象としない。
（5）発注者として施工不可とする提案については、当該提案を実施しない旨の通知を行う。
（6）施工不可とされた提案を除き、記載された提案は全て履行義務の対象となる。
（7）提案内容に法令違反などが含まれ不適切である場合、入札を無効とする。</td>
<td>【標準型】
<table><tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr><tr><td>１０</td><td>適切で優れている</td></tr><tr><td>5</td><td>適切で良好である</td></tr><tr><td>0</td><td>適切である</td></tr><tr><td>入札無効</td><td>不適切である</td></tr></table>総合的な観点評価
<table><tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr><tr><td>2</td><td>総合的に優れる</td></tr><tr><td>0</td><td>総合的に可</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

（2）　簡易型・特別簡易型

ア　施工計画

【簡易型】

<table>
<tr><td>評価項目</td><td>評価基準</td></tr>
<tr>
<td>（1）工事の内容により施工する上で生じる課題の中から発注者が１課題又は２課題設定する。なお、配点は課題数にかかわらず１０点とする。
（2）発注者が示す課題に対し、入札参加者の提案が適切であるか評価する。
（3）提案数は、１課題あたり３提案までとし、４提案目以降に記載した内容は評価の対象としない。
（4）複数の提案内容を１つの提案として記載した場合は、当該提案を評価の対象としない。ただし、関連性があり、複数の工程を経て、１つの目的が達成できる提案（一連の流れ）として認められる場合は、この限りではない。
（5）「一抜け方式」による場合の施工計画の課題は、対象となる複数の工事に対し同一の課題を設定する。 なお、個別の工事を対象とする提案については評価の対象としない。
（6）発注者として施工不可とする提案については、当該提案を実施</td>
<td>【簡易型】
総合的な観点から評価
<table><tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr><tr><td>１０</td><td>総合的に優れた施工計画である</td></tr><tr><td>6</td><td>適切で優れた施工計画である</td></tr><tr><td>3</td><td>適切で良好な施工計画である</td></tr><tr><td>0</td><td>適切な施工計画である</td></tr><tr><td>入札無効</td><td>不適切である</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

しない旨の通知を行う。 （７）施工不可とされた提案を除き、記載された提案は全て履行義務の対象となる。 （８）未提出、白紙、又は記載要領に従わない場合は、評価を０点とする。 （９）提案内容に法令違反などが含まれ不適切と判断された場合は、入札を無効とする。 （１０）「ＩＣＴ活用工事の実施」の評価項目を設定している場合においては、公告文に記載の対象工種に関する「千葉県県土整備部ＩＣＴ活用工事実施要領」（以下、「ＩＣＴ活用要領」という。）に定められたＩＣＴ施工技術は評価の対象としない。 ※ＩＣＴ活用工事の詳細は「ＩＣＴ活用要領」」を参照	

イ　企業の施工能力

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>１　過去１０年間の同種工事の施工実績
・元請けとして施工した同種工事の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％のものに限る）を評価
評価対象工種：全ての工種
〃　機関：国・県・千葉県下水道公社・市町村等
〃　期間：過去１０年間
（１）同種工事は、工事毎に設定し、入札公告に記載する。
（２）○○市町村等は、総合評価に関する事項中の評価項目及び評価基準で設定した市町村等とする。
（３）※国・県・市町村等の判断の詳細は、千葉県総合評価方式「技術資料作成の手引き」　４．企業の施工能力を参照すること。</td><td>【簡易型】
【特別簡易型（A、B、C）】
<table><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>2</td><td>国・県等・千葉県下水道公社・○○市町村等の実績</td></tr><tr><td>1</td><td>市町村等（○○市町村等を除く）の実績</td></tr><tr><td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>２　千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事における「工種：○○」での工事成績
【工事成績の平均点】（簡易型、特別簡易型（A、B））
・過去の工事成績評定（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％のものに限る）の平均点（小数点第２位以下切捨て）を評価
評価対象工種：入札公告に記載された工種
〃　機関：千葉県・千葉県下水道公社
〃　工事：以下のとおり
ア　過去２か年度間に完成した当初設計金額５千万円以上の「工種：○○」の工事成績を評価の対象とする。
イ　上記アに該当する工事がない場合は、過去２か年度間の「工種：○○」全ての工事成績を評価の対象とする。
ウ　上記イに該当する工事がない場合は、過去５か年度間の「工種：○○」全ての工事成績を評価の対象とする。
【工事成績点の有無】（特別簡易型（C））
・過去の工事成績評定（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％のものに限る）の有無を評価
評価対象工種：入札公告に記載された工種
〃　機関：千葉県・千葉県下水道公社
〃　工事：以下のとおり
ア　過去２か年度間に完成した当初設計金額２千万円以上の</td><td>【簡易型】
【特別簡易型（A、B）】
<table><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>6</td><td>８０点以上</td></tr><tr><td>5</td><td>７７．５点以上８０点未満</td></tr><tr><td>4</td><td>７５点以上７７．５点未満</td></tr><tr><td>3</td><td>７２．５点以上７５点未満</td></tr><tr><td>2</td><td>７０点以上７２．５点未満</td></tr><tr><td>0</td><td>６５点以上７０点未満又は成績なし</td></tr><tr><td>－4</td><td>６５点未満</td></tr></table>
【特別簡易型（C）】
<table><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>4</td><td>７７点以上</td></tr><tr><td>3</td><td>７６点～７５点</td></tr><tr><td>2</td><td>７４点～７３点</td></tr></table></td></tr>
</table>

「工種：○○」の工事成績を評価の対象とする。 イ　上記アに該当する工事がない場合は、過去２か年度間の「工種：○○」全ての工事成績を評価の対象とする。 （１）工事成績の「有・無」が評価対象となるため、対象となる工事１件を提出すること。	1　７２点～７１点 0　７０点以下又は成績なし

イ　企業の施工能力

評価項目	評価基準
３　過去２か年度間の「工種：○○」における千葉県優良工事表彰対象工事又は○○市町村等の優良工事表彰対象工事（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％以上のものに限る）を評価 評価対象工種：入札公告に記載された工種 〃　期間：過去２か年度間 （１）優良工事表彰対象工事とは千葉県優良建設工事等表彰要綱第２の１（１）～（５）の全てに該当する工事をいう。 （２）当該評価項目で加点された場合、「過去２か年度間の「工種：○○」における難工事表彰」では加点しない。 【参考】千葉県優良建設工事等表彰要綱（関係部分抜粋） （表彰対象） 第２の１　表彰審査対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当するものとする。 （１）最終請負金額が５００万円以上の工事であること。 （２）原則として県内業者が受注した工事であること。 （３）表彰年度の前年度に完成した工事であること。 （４）契約工期内に完成した工事であること。 （５）工事成績評定点が８１点以上の工事であること。 （３）○○市町村等は、総合評価に関する事項中の評価項目及び評価基準で設定した市町村等とする。	【簡易型】 【特別簡易型（A、B）】 配点：2　対象区分：千葉県優良工事表彰対象工事あり／○○市町村等の優良工事表彰あり 配点：0　対象区分：なし
４　過去２か年度間の「工種：○○」における難工事表彰 ・千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく表彰（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％以上のものに限る）を評価 評価対象工種：入札公告に記載された工種 〃　期間：過去２か年度間 （１）「過去２か年度間の「工種：○○」における優良工事表彰対象工事」で加点された場合、当該項目では加点しない。	【簡易型】 【特別簡易型（A、B）】 配点：1　対象区分：表彰あり 配点：0　対象区分：なし
５　登録基幹技能者の配置 ・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価 評価対象者：元請又は１次下請企業の技能者（元請の監理(主任)技術者を除く） （１）登録基幹技能者の種類は、Ｐ．５「登録基幹技能者種類一覧表(参考)」を参照すること。 （２）当該工事に関連する種類の登録基幹技能者の配置を履行義務の対象とする。 （３）当該工事に関連する種類に関しては千葉県総合評価方式「技術資料作成の手引き」４．企業の施工能力の様式第４号：登録基幹技能者の配置を参照すること。	【簡易型】 【特別簡易型（A、B）】 配点：1　対象区分：配置あり 配点：0　対象区分：なし

令和８年３月１日現在

〇登録基幹技能者種類一覧表（参考）

最新情報は一般財団法人建設業振興基金のＨＰをご確認ください。

ＵＲＬ：https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php

登録基幹技能者の種類		対応工種(一例)	登録基幹技能者の種類		対応工種(一例)
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
2	登録橋梁基幹技能者	とび・土工、鋼構造物	27	登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、ほ装、造園
3	登録造園基幹技能者	造園	28	登録基礎工基幹技能者	土木、とび・土工
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
5	登録防水基幹技能者	防水	30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装
6	登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	32	登録建築大工基幹技能者	建築、大工
8	登録左官基幹技能者	左官	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス
9	登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	34	登録ＡＬＣ基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
10	登録海上起重基幹技能者	土木、しゅんせつ	35	登録土工基幹技能者	土工、とび・土工
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土木、とび・土工、鉄筋	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	37	登録発破・破砕基幹技能者	とび・土工
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	38	登録建築測量基幹技能者	大工
14	登録型枠基幹技能者	大工	39	登録解体基幹技能者	解体
15	登録配管基幹技能者	管	40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工、電気
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	42	登録さく井基幹技能者	さく井
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	44	登録計装基幹技能者	電気、管、機械器具設置、電気通信
20	登録エクステリア基幹技能者	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック	45	登録土質改良基幹技能者	土木、とび・土工
21	登録建築板金基幹技能者	屋根、板金	46	登録都市トンネル基幹技能者	土木、とび・土工
22	登録外壁仕上基幹技能者	左官、塗装、防水	47	登録潜函基幹技能者	とび・土工
23	登録ダクト基幹技能者	管	48	登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁	49	登録斜面防災基幹技能者	土木、とび・土工、さく井
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	50	登録石材施工基幹技能者	石

イ　企業の施工能力

<table>
<tr>
<td>6　ＩＣＴ活用工事の実施
・「千葉県県土整備部ＩＣＴ活用工事実施要領」（以下、「ＩＣＴ活用要領」という。）に基づき、ＩＣＴ施工技術を活用する場合に評価（詳細は「ＩＣＴ活用要領」の別添「千葉県ＩＣＴ活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のとおり）
（１）特記仕様書に記載された工種の中から発注者が評価対象を指定する。
※ＩＣＴ活用工事の詳細は「ＩＣＴ活用要領」を参照すること。</td>
<td>【簡易型】
【特別簡易型（A、B）】
<table><tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr><tr><td>1</td><td>活用あり</td></tr><tr><td>0</td><td>なし</td></tr></table></td>
</tr>
<tr>
<td>7　千葉県又は千葉県下水道公社所掌工事における過去の不誠実な行為
・過去の指名停止、又は文書注意を評価（減点）
評価対象機関：千葉県又は千葉県下水道公社
〃　期間：以下のとおり
指名停止は、入札公告の日から遡って２年間とし指名停止期間を対象
例）入札公告日が令和８年５月８日の場合
期間：令和６年５月８日から令和８年５月８日まで
文書注意は、入札公告の日から遡って１年間とし文書注意日を対象
例）入札公告日が令和８年５月８日の場合
期間：令和７年５月８日から令和８年５月８日まで
（共同企業体の構成員として受けた措置は出資比率２０％以上のものに限る）
（１）千葉県所掌工事における営業停止については、指名停止に準じて評価する。
（２）事故による過去の指名停止と文書注意は減点しない。
（３）千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事以外の国、県、市町村等の過去の指名停止等は減点評価の対象としない。</td>
<td>【簡易型】
【特別簡易型（A、B、C）】
<table><tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr><tr><td>－４</td><td>過去２年間に指名停止あり</td></tr><tr><td>－２</td><td>過去１年間に文書注意あり</td></tr><tr><td>0</td><td>なし</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

ウ　配置予定技術者の能力

<table>
<tr><td>評価項目</td><td>評価基準</td></tr>
<tr>
<td>1　主任（監理）技術者資格
・主任（監理）技術者が保有する資格を評価
（１）入札公告に記載された資格を評価する。
例：「一級土木施工管理技士」、「技術士」、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級電気通信工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」等
（２）入札参加資格要件で技術者配置を設定している場合は、入札参加資格申請で申請した者のみを評価対象とする。
※複数の技術者で申請する場合の評価の考え方については、千葉県総合評価方式「技術資料作成の手引き」５．配置予定技術者の「複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方」を参照すること。</td>
<td>【簡易型】
【特別簡易型（A）】
<table><tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr><tr><td>2</td><td>入札公告に記載された資格</td></tr><tr><td>0</td><td>上記以外の資格</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

２　過去１０年間の同種工事の施工経験

・元請けの主任（監理）技術者、又は現場代理人として施工した同種工事の施工経験（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％以上のものに限る）を評価

評価対象工種：全ての工種
〃　機関：国・千葉県・千葉県下水道公社・市町村等
〃　工事：過去１０年間

（１）同種工事は、工事毎に設定し、入札公告に記載する。

（２）入札参加資格要件で技術者配置を設定している場合は、入札参加資格申請で申請した者のみを評価対象とする。

※複数の技術者で申請する場合の評価の考え方については、千葉県総合評価方式「技術資料作成の手引き」５．配置予定技術者の「複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方」を参照すること。

（３）技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。評価対象の詳細については、入札公告によるものとする。

（４）過去に在籍していた会社での実績も評価の対象とする。
ただし、実際に従事していたことが確認できない場合は、評価を０点とする。

（５）評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。

ア．対象とする休業制度
産前休業、産後休業、育児休業、介護休業

イ．評価対象に加える期間

休業期間	評価対象期間に加える期間
１年未満	１年
１年以上２年未満	２年
２年以上３年未満	３年

・出産・育児等の休業期間の実態は、１年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加える。

・通常の評価対象期間（過去１０年間）に２回以上休業した場合「評価対象期間に加える期間」を合算する。

・年度をまたいで休業した場合は、その期間が１年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を２年とする。

（６）○○市町村等は、総合評価に関する事項中の評価項目及び評価基準で設定した市町村等とする。

【簡易型】

【特別簡易型（A）】

配点	対象区分
2	国・県等・千葉県下水道公社・○○市町村等の実績
1	市町村等（○○市町村等を除く）の実績
0	その他の実績又は実績なし

ウ　配置予定技術者の能力

<table>
<tr>
<td>
３　過去４か年度間の主任（監理）技術者として施工した千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績
・元請けの主任（監理）技術者として施工した工事について８０点以上の実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％以上のものに限る）を評価
評価対象工種：入札公告に記載された工種
〃　機関：千葉県及び千葉県下水道公社
〃　期間：過去４か年度間
（１）入札参加資格要件で技術者配置を設定している場合は、入札参加資格申請で申請した者のみを評価対象とする。
※複数の技術者で申請する場合の評価の考え方については、千葉県総合評価方式「技術資料作成の手引き」５．配置予定技術者の「複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方」を参照すること。
（２）技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。評価対象の詳細については、入札公告によるものとする。
（３）評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。
対象とする休業制度及び評価対象に加える期間については、「２過去１０年間の同種工事の施工経験」と同様に扱う。
</td>
<td>
【簡易型】
【特別簡易型（A）】
<table>
<tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr>
<tr><td>2</td><td>８０点以上の実績あり</td></tr>
<tr><td>0</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>
４　若手技術者（４０歳未満）・女性技術者の配置
・若手技術者、又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者等として配置する場合に評価。
（１）若手技術者の年齢は、入札公告日時点で４０歳未満とする。
（２）現場代理人に若手技術者・女性技術者を配置する場合は、発注工種における主任技術者に相当する資格を有するものとする。
※複数の技術者で申請する場合の評価の考え方については、千葉県総合評価方式「技術資料作成の手引き」５．配置予定技術者の「複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方」を参照すること。
</td>
<td>
【簡易型】
【特別簡易型（A）】
<table>
<tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr>
<tr><td>1</td><td>配置あり</td></tr>
<tr><td>0</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>
５　継続教育（ＣＰＤ）の取組状況
・入札公告に記載された団体が定める、推奨単位以上の継続教育の証明書がある場合に評価
（１）「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」、「管工事施工管理技士」及び「電気工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。
ただし、必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。
（２）継続教育の証明は、以下の資格に対応した団体から発行された証明書により評価する。
<table>
<tr><td>資格</td><td>証明書発行団体名</td></tr>
<tr><td>土木施工管理技士</td><td>（一社）全国土木施工管理技士会連合会</td></tr>
<tr><td>技術士</td><td>（公社）日本技術士会</td></tr>
<tr><td>建築士
建築設備士
建築施工管理技士
管工事施工管理技士
電気工事施工管理技士</td><td>建築CPD運営会議</td></tr>
</table>
</td>
<td>
【簡易型】
【特別簡易型（A）】
<table>
<tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr>
<tr><td>1</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>0</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

なお、これら以外の資格を対象とする場合は評価の対象となる証明書を指定する。	

エ　地域精通度

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>1　過去１０年間の当該管内での施工実績
・元請けとして当該管内で施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％以上のものに限る）を評価
評価対象工種：全ての工種（発注工種以外でも可）
〃　機関：国・県・千葉県下水道公社・市町村等
〃　期間：過去１０年間
（１）当該管内とは、千葉県○○土木事務所又は○○市町村等を単位とする。
（２）入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合は、「当該管内」を「千葉県内又は○○市町村等」とする。
（３）特別簡易型（C）においては、入札参加資格要件で県外企業が含まれない場合は「当該管内」を「市町村単位」とすることができるものとする。
（４）千葉県○○土木事務所又は○○市町村等は、総合評価に関する事項中の評価項目及び評価基準で設定した千葉県の土木事務所又は市町村等とする。</td><td>【簡易型】
【特別簡易型（A、B、C）】<table><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>2</td><td>国・県等・千葉県下水道公社・○○市町村等の実績</td></tr><tr><td>1</td><td>市町村等（○○市町村等を除く）の実績</td></tr><tr><td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr></table></td></tr>
</table>

オ　地域貢献度

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>1　災害協定締結の有無
・入札公告に記載された千葉県又は○○市町村等との災害協定の締結を評価
（１）当該管内を管轄する千葉県出先機関等とは、入札公告によるものとする。
（２）○○市町村等は、総合評価に関する事項中の評価項目及び評価基準で設定した市町村等とする。</td><td>【簡易型】
【特別簡易型（A、B、C）】<table><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>3</td><td>○○市町村等との基本協定の締結あり</td></tr><tr><td>2
（3）</td><td>当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり</td></tr><tr><td>0
（2）</td><td>千葉県との基本協定の締結あり</td></tr><tr><td>0</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2　災害時の基礎的事業継続力（ＢＣＰ）の認定
・入札公告の前日の時点において、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（ＢＣＰ）の認定の有無を評価</td><td>【簡易型】
【特別簡易型（A）】<table><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>1</td><td>認定あり</td></tr><tr><td>0</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>3　県内（○○市町村等）企業の活用
・当該工事における県内企業の活用状況について評価
（１）提出した下請負予定金額に占める割合を、履行義務の対象の対象とする。
（２）県内企業とは、千葉県内又は○○市町村等とする。
（３）○○市町村等は、総合評価に関する事項中の評価項目及び評価基</td><td>【簡易型】
【特別簡易型（A）】<table><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>2</td><td>入札参加希望者が県内（○○市町村等の）企業</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>準で設定した市町村等とする。</td>
<td>
<table>
<tr><td>2</td><td>入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の７０％以上を県内（〇〇市町村等の）企業と契約予定</td></tr>
<tr><td>1</td><td>入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の５０％以上７０％未満を県内（〇〇市町村等の）企業と契約予定</td></tr>
<tr><td>0</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>4　営業拠点（本店）の当該管内における所在地
・入札公告の前日の時点において、当該管内における営業拠点（本店）の所在地の有無を評価
（1）入札公告に記載された千葉県又は〇〇市町村等と業務細目協定を締結している支店は、本店と同等に評価する。
（2）当該管内とは、千葉県〇〇土木事務所又は〇〇市町村等を単位とする。
（3）千葉県〇〇土木事務所又は〇〇市町村等は、総合評価に関する事項中の評価項目及び評価基準で設定した千葉県の土木事務所又は市町村等とする。</td>
<td>【簡易型】
【特別簡易型（A、B、C）】
<table>
<tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr>
<tr><td>2</td><td>〇〇市町村等又は千葉県〇〇土木事務所管内に本店あり</td></tr>
<tr><td>0</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>5　県産品の活用
・入札公告の「当該工事で指定する県産品」に記載された品目を活用する場合に評価
（1）県産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社で、生産・加工又は製造された建設資材をいう。
（2）木材及び木材製品においては、「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」の趣旨に基づき、産地が千葉県内の森林である木材及び木材製品とし、「ちばの木認証制度」により認証されるものをいう。
（3）発注者が工事案件ごとに主要資材の中から対象品目及び数量を指定し、公告文に記載された主要資材の数量について、履行義務の対象とする。</td>
<td>【簡易型】
【特別簡易型（A）】
<table>
<tr><td>配点</td><td>対象区分</td></tr>
<tr><td>1</td><td>指定品目の活用あり</td></tr>
<tr><td>0</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

6　地域特有貢献 ・千葉県又は〇〇市町村等が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を評価 （1）地域美化活動等のボランティア実績は、過去１年間の実績を評価する。 （2）障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、入札公告の前日における雇用実績を評価する （3）高年齢者雇用は、６５歳以上の者の雇用を評価する。（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。） （4）女性雇用は、雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象とする。 （5）〇〇市町村等は、総合評価に関する事項中の評価項目及び評価基準で設定した市町村等とする。	【簡易型】 【特別簡易型（A、B、C）】 配点：対象区分 1：いずれか１項目該当 0：該当なし

カ　その他

評価項目	評価基準
1　千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事における「工種：〇〇」での手持ち工事量 ・過去２か年度間の平均受注額に対する年間受注額の比率（手持ち工事量比率）（共同企業体の構成員としての実績は出資比率２０％以上のものに限る）を評価 評価対象工種：入札公告に記載された工種 〃　機関：千葉県及び千葉県下水道公社 （1）手持ち工事量比率＝年間受注額÷過去２か年度間の平均受注額（小数点以下第２位以下切捨て） （2）「年間受注額」とは、入札公告の日から遡って１年間に契約した建設工事の受注額の合計額とする。ただし、工事請負代金額５００万円未満の建設工事は除く。 （3）「過去２か年度間の平均受注額」とは、過去２か年度間の受注額の合計を２（年間）で除算した額とする。ただし、工事請負代金額５００万円未満の建設工事は除く。 （4）共同企業体の構成員としての実績は、出資比率で按分して算出する。	【簡易型】 【特別簡易型（A）】 配点：対象区分 1：１．０未満 0：１．０以上

キ　自由項目

評価項目	評価基準
過去２年間の災害活動実績 ・過去２年間の災害協定に基づく当該管内での災害活動実績を評価 評価対象協定：「災害協定締結の有無」で設定した協定 〃　期間：過去２年間 （1）当該管内とは、入札公告に記載された千葉県又は〇〇市町村等とする。 （2）災害協定に基づき対応した「応急措置」、「応急復旧工事」の実績を評価対象とする。 なお、パトロールや予防活動（塩カル散布やパトロールに伴う	【簡易型】 【特別簡易型（A、B、C）】 配点：対象区分 1：実績あり 0：実績なし

簡易的な作業（枝払い等））の実績は、加点評価の対象としない。 （3）災害活動完了日が評価期間内のものを評価する。 なお、災害活動完了日は完成検査日ではなく、災害活動の行為が完了した日付とする。	

3　用語の定義

本詳細説明書で定める用語の定義は以下のとおりとする

国等　とは

国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に規定する機関及び準ずる機関）

県等　とは

都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社

市町村等　とは

市町村（政令指定都市を除く）、東京都２３区（特別区）、
千葉県内の以下ａ～ｃのいずれかの団体

ａ　地方自治法に基づく一部事務組合、又は広域連合等

ｂ　公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村、又は一部事務組合の土地開発公社

ｃ　市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の１つとしている公益法人（平成 20 年 12 月 1 日以降設立された公益財団法人又は同年 11 月 30 日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）

国・県・千葉県下水道公社・市町村等　とは

国等、県等、千葉県下水道公社、市町村等

国・県・千葉県下水道公社・〇〇市町村等　とは

国等、県等、千葉県下水道公社、〇〇市町村等

国・県等　とは

国等、県等

千葉県所掌工事の「千葉県」とは

県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局
（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局

過去〇か年度間とは

令和８年度に入札公告する場合

過去２か年度間 … 令和６年度～令和７年度

過去４か年度間 … 令和４年度～令和７年度

過去５か年度間 … 令和３年度～令和７度

過去 10 か年度間 … 平成２８年度～令和７年度

過去〇年間とは

当該工事の入札公告日の前年度から〇か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間（例 過去１０年間とは、当該工事の入札公告日の前年度から１０か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間）

工種：〇〇とは

建設業法第二条第一項の別表における建設工事の種類のことで、当該工事の入札公告に記載された工種のこと（例 土木一式、とび・土工・コンクリート、建築一式等）

県内企業 とは

千葉県内に本社を有する者（県外企業の県内支店・営業所は除く）

設計金額 とは

本詳細説明書においては、予定価格のことを指す。

技術的要件 とは

工事の内容や地域の実情等を踏まえ個別に設定する「企業の技術力」や「企業の信頼性・社会性」等の評価の対象とする性能等の要求要件